別紙３

令和７年度

大阪府２０２５年大阪・関西万博

地域連携イベント開催支援事業補助金

募 集 要 領

（追加募集分）

令和７年４月

大阪府 府民文化部 府民文化総務課

１　事業概要

|  |
| --- |
| 大阪府（以下「府」といいます。）では、一人でも多くの方々の２０２５年日本国際博覧会（以下「２０２５年大阪・関西万博」といいます。）に対する関心、期待感等を高めるため、府内の市町村における２０２５年大阪・関西万博の機運醸成及び来場促進に資するイベントの開催を支援することを目的に、２０２５年大阪・関西万博地域連携イベント開催支援事業を実施します。本事業の実施にあたり、２０２５年大阪・関西万博地域連携イベント開催支援事業補助金（以下「補助金」といいます。）を予算の定めるところにより交付するものです。（要綱第１条） |

２　補助対象団体

|  |
| --- |
| 府内の市町村（大阪市を除く。以下「補助事業者」といいます。）　　　　　　（要綱第２条） |

３　補助対象事業

|  |
| --- |
| 　「５　補助率及び補助上限額」（２）補助上限額のうち【区分１】は、府内で開催される地域のイベントで、次の①～④のいずれにも該当するものが対象です。①　補助事業者が主催し、又は共催する事業②　２０２５年大阪・関西万博の機運醸成及び来場促進を目的に含むもの③　広く集客が見込まれ、概ね１００人以上が参加するもの④　補助事業の効果検証を行うもの　なお、【区分２】の対象となる補助事業は、前項①③④及び次の⑤、⑥のいずれにも該当するものとします。⑤２０２５年大阪・関西万博の機運醸成及び来場促進を主目的とするもの⑥概ね３，０００人以上が参加するものただし、次のいずれかに該当する事業は、補助金の交付の対象としません。・政治的、宗教的な事業・専ら営利を目的とした事業・専ら特定の地域住民や団体のために実施される事業・公の秩序又は善良な風俗を害し、又は害するおそれがある事業・大阪府暴力団排除条例（平成２２年大阪府条例第５８号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員又は第３号に規定する暴力団員等が、主催し、又は共催する事業　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（要綱第３条）**■「2025年大阪・関西万博の機運醸成及び来場促進を主目的とするもの」は****以下のいずれにも該当するものとします。**①大阪・関西万博の機運醸成等に資するイベントであることを明確にしたイベント名称のもの　＜例＞万博へ行こう／万博を知ろう／万博開幕記念／大阪ウィークプレイベント　等②イベントを構成する要素のうち、概ね半分以上（事業費ベース）が大阪・関西万博のPRや魅力を紹介するもの　　　＊ＳＤＧｓや空飛ぶクルマなど、万博の理念や万博に出展する技術に絡める形でも可。■補助対象イベントは「地域のイベント」としていることから、万博会場内で実施するイベントについては　　　補助事業の対象外となります。 |

４　補助対象経費

|  |
| --- |
| 補助事業を行うために必要な経費（２０２５年大阪・関西万博の機運醸成及び来場促進に係る経費に限ります。以下「補助対象経費」といいます。）であって、以下の経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるものが対象です。◇報償費：外部講師及び出演者への謝礼等、補助事業者以外の者に支払う経費。ただし、補助事業者による実施が困難で外部講師及び出演者の招へいがやむを得ないものに限ります。◇旅　費：外部講師及び出演者の招へいに要する経費。ただし、タクシーの利用は、他に利用可能な公共交通機関がないとき、又は公共交通機関を利用した場合に事業の実施に支障を来すと認められるときに限ります。◇需用費：消耗品費（PRグッズ、各種材料費、食材費、教材・資料代等）、燃料費、光熱水費、印刷製本費（写真現像・印刷代等）◇役務費：通信費、広告料、手数料、保険料、資材等運搬費◇委託費：補助事業者による実施が困難で外部委託することがやむを得ないものに限ります。　　◇使用料及び賃借料：会場借上料、バス借上料、施設入場料等◇その他、知事が必要と認める経費ただし、以下の経費については補助の対象外とします。・人件費等：人件費、ボランティアへの謝礼、補助事業者及びその構成員のほか、補助対象事業の構成員が講師や出演した場合の謝礼・旅費：補助事業者及びその構成員のほか、補助対象事業の構成員が事業調整に要する旅費　　　　補助事業者及びその構成員のほか、補助対象事業の構成員が講師や出演した場合の旅費・維持・管理費等：補助事業者及びその構成員のほか、補助対象事業の構成員が所有又は管理する事務所等を維持するための経費。補助事業者及びその構成員のほか、補助対象事業の構成員が通常の活動に要する経費・食糧費：弁当、飲み物などの食事経費・使用料及び賃借料：補助事業者及びその構成員のほか、補助対象事業の構成員が所有する物品等の使用料・備品購入費・その他：交付の決定を受ける前に契約等を行った経費　　　　　府の他の補助制度の対象となった経費　　　　　事業目的に照らして直接関係しない経費補助金の交付に関して知事が不適切と認める経費（要綱第４条、別表１） |

５　補助率及び補助上限額

|  |
| --- |
| （１）補助率補助対象経費（寄付金や広告収入等の収入及び国等の補助金を除く。）の２分の１以内（２）補助上限額【区分１】１イベントあたり５０万円【区分２】１イベントあたり１００万円（要綱第５条、別表２） |

**６　事業実施期間**

交付決定日から令和７年９月30日（火）まで

**※補助対象経費は、交付決定日以降に契約し、支払った経費のみが対象となります。**

**７　申請手続等**

（１）申請受付期間等

申請受付期間

・令和７年４月15日（火）から令和７年４月30日（水）まで（※必着）

審査期間（予定）

・令和７年５月上旬から中旬

交付決定日（予定）

・令和７年５月中旬

（２）申請書類

|  |
| --- |
| ・交付申請書（様式第１号）・事業計画書（様式第１号－２）・経費積算の根拠資料・申請確認書（様式第１号－３）・補助事業者と事業の主催・共催団体との関係がわかる資料・補助事業の万博の機運醸成及び来場促進にかかる効果の検証方法がわかる資料・その他知事が必要とする資料（要綱第6条、別表３） |

　**※申請書類に関する留意事項**

◆事業計画書（様式第１号-２）の「３ 事業の内容」欄には、以下の点にご留意いただき、企画・事業の内容を記載してください。

・他イベントとの差別化を図った点、実現可能性の高い企画・事業であることがわかる内容について、具体的に記載してください。

・府域全体で万博の機運醸成及び来場促進に高い効果が見込まれることについて、その根拠を示し

ながら具体的な内容を記載してください。

・他のイベント、事業等と相乗効果を図る企画・事業の内容、当該連携する事業の内容、

補助事業との役割分担、見込まれる相乗効果などの内容を記載してください。

・事業実施が確実な内容であることがわかるよう、実施時期・場所・手法・財源等をできる限り

具体的に記載してください。

　　　・イベントのターゲット（主な対象）と集客数を記載してください。集客数については、その根拠

（過去の事業実績や積算方法など）も記載してください。

・具体的な広報計画等を記載するか、添付してください。

・広報計画には、ターゲットごとの広報媒体その他広報戦略を記載してください。

（３）申請先及び申請方法

　　以下の宛先に郵送又は電子メールで申請書類をご提出ください。

　　郵送もしくはメールにて申請書類を受領次第、大阪府より受領確認の連絡をいたします。

提出から３営業日を経過しても連絡がない場合は、電話連絡（06-6210-9265）をお願いします。

・大阪府 府民文化部 府民文化総務課 企画グループ

　　・住所：〒559-8555

大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）38階

　　・電話：06-6941-0351（内線4800） 06-6210-9265（直通）

　　・E-mail：S10058G03@sbox.pref.osaka.lg.jp

**８　審査及び交付の決定等**

（１）審査方法及び交付の決定

　　　審査にあたっては、公平性、公正性、中立性の観点から万博の府域全体への機運醸成及び来場促進に資する内容であるかについて、客観的かつ専門的な見地からの有識者意見を聴取し、2025年大阪・関西万博推進本部地域連携イベント部会において、協議の上、対象事業を決定します。

■審査の項目、着眼点

|  |  |
| --- | --- |
| 審査項目 | 審査ポイント・着眼点 |
| 事業の企画調整及び運営 | 事業内容の妥当性（機運醸成及び来場促進の効果、事業の実現可能性等） | * 補助事業の目的・趣旨を理解した内容となっているか
* 万博PRの手法・内容等が具体的かつ機運醸成及び来場促進に効果の高い事業内容となっているか

※区分２（補助上限額100万円）については、イベントを構成する要素の概ね半分以上（事業費ベース）が大阪・関西万博のPRや魅力を発信するものと認められ、イベント全体を通し万博の機運醸成及び来場促進に効果の高い事業内容となっているか* 事業実施が確実な時期・場所・手法・財源等の事業計画になっているか
* 事業目的を達成しうる企画力、実行力を備えているか
* 他のイベント等事業との相乗効果を図る工夫があるか
* 万博の機運醸成及び来場促進にかかる効果が適正に検証できるようになっているか
 |
| 集客数 | * 府域全体での万博の機運醸成及び来場促進に向け、ターゲティングを考えた取組みとなっているか
* イベント規模や、そのターゲット等から集客見込数を適切に見込んでいるか（より多くの集客が見込まれるか）

※区分２（補助上限額100万円）については、概ね3,000人以上となっているか |
| 万博機運醸成及び来場促進のための戦略的な広報 | * 広くメディア等に取り上げられるよう、戦略的に広報を行っているか（広報計画等を作成し、事業の内容を広報しているか）
* ターゲットにあった効果的・効率的な広報媒体を使っているか
 |
| 優先順位 | * 申請市町村内での申請事業の優先順位
 |

（２）交付及び不交付の通知

審査により補助金を交付することが適当であると認められた場合は、補助金の交付の決定を行い、補助事業者に通知します。また、審査の結果、不交付となった場合も通知します。

９　補助事業の変更等

|  |
| --- |
| （１）補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更変更をしようとする補助事業者は、変更承認申請書（様式第２号）を提出し、その承認を受けてください。ただし、補助対象経費の20％以内での経費の配分の変更、事業目的及び事業の基本的部分に関係のない細部の変更については不要です。※変更申請の要否の判断に迷う場合を含め、事業内容や経費の変更が発生した場合は、必ず府に連絡してください。（２）補助事業を中止又は廃止中止又は廃止しようとする補助事業者は、中止（廃止）承認申請書（様式第３号）を提出し、承認を受けてください。（要綱第9条） |

10　実績報告

|  |
| --- |
| 補助事業が完了した日の翌日から起算して30日以内又は補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の４月30日のいずれか早い日までに、以下の書類を提出してください。・実績報告書（様式第５号）・事業実績報告書（様式第５号－２）・収支の内訳がわかる書類（契約書、請求書、領収書等）・補助事業の成果物各種（実施時の写真、PRパンフレット、備品管理台帳等）・補助事業の万博の機運醸及び来場促進にかかる効果の検証結果がわかる資料（補助事業のアンケート結果等）・その他知事が必要とする資料（要綱第11条、別表４）　　　**※実績報告の提出が遅延した場合は補助金の支払いができませんので****期限厳守でご提出ください。** |

**11　その他**

この要領に記載のない項目についても、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号）、大阪府２０２５年大阪・関西万博地域連携イベント開催支援事業補助金交付要綱等の規定を遵守してください。